

まちかど フードパントリー尾道

MACHIKADO

FOOD
Pantry

ONOMICHI

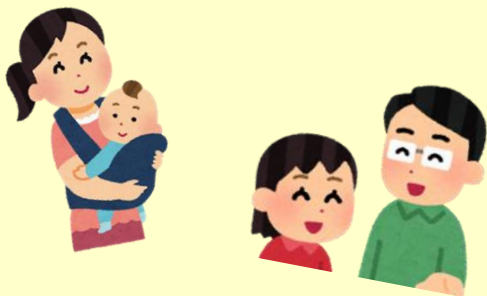
まちかどフードパントリー尾道

2024年
10月31日
開設!

「まちかどフードパントリー尾道」は、個人・地域企業等（フードパートナー）よりいただいた食料品などの物品をフードパントリー会場内に陳列し、受け取り登録された方（フードメイト）が自由に取りに来ることができる仕組みです。

【フードメイト】 （受け取り登録できる方）

- ・児童扶養手当、就学援助などを受けている子育て世帯
- ・その他、生活にお困りの方（生活保護受給世帯は除く）



【ご利用の流れ】

- ①ホームページより利用登録。
下記QRコードよりご覧ください。
（必要事項入力、児童扶養手当、就学援助認定通知書などの写しを送付いただきます）
- ②審査結果のご連絡。
- ③パントリー入口にある電子ロックのパスワードや利用に必要な情報などを送付。
（無人運営しており、周囲の目も気にせず利用できます。フードメイトの安全確保のため、パントリー入口に電子ロック、室内には防犯カメラを設置しています）
- ④専用アプリにて在庫状況などを確認し、パントリー開設時間内にご利用ください。
（開設時間などは専用アプリをご覧ください）



※利用者登録は原則1年更新となります。
毎年更新時に通知書などの写しをご提出いただきます。ご提出がない場合は利用することができなくなります。

問い合わせ先（問い合わせ時間：土・日・祝日除く 9:00～17:00）

（社福）尾道市社会福祉協議会 暮らし支援課

〒722-0017 尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内

電話 (0848) 22-2022 FAX (0848) 22-9111

E-mail : f-pantry@onomichi-shakyo.jp

詳しくはこちら



Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

開設時間内なら
いつでも
利用できます！

ほしいものを選んで
持ち帰れます！
(※個数制限等あります)

マイバックを
お持ち下さい！

フードロス
削減に貢献！！

食料品・日用品
情報提供

まちかど フードパントリー 尾道



フードロス情報
食料品・日用品提供



【寄付物品について】

- ・未開封・未使用のものについて受け取りします。
- ・賞味・消費期限が2週間以上あるもの。
(ただし、野菜など賞味・消費期限が明記されていない物品は確認し、受け取りを行いますのでご相談ください)
- ・企業などから製造・販売の過程で廃棄になる物品の受け取りします。
- ・ご家庭からも使いきれない未使用食品なども受け取りします。

【受取可能な物品】

- ・米(精米していないものでも可)
- ・加工食品
(レトルト・インスタント食品、缶詰、うどん・パスタ等の乾麺、冷凍食品、パン、菓子、飲料、調味料など)
- ・生鮮食品
(野菜、果物、精肉など)
- ・日用品
(洗剤、トイレットペーパー、マスク、衛生用品など)



【受取不可な物品】

- ・賞味・消費期限が切れている、明記されていない加工食品
- ・食品ラベル表記されていないもの
- ・開封済みのもの
- ・ご家庭で作られた料理
- ・ごはん(炊飯済み)、おもち(自宅で作ったもの)
- ・使いかけの日用品
- ・衣類・食器類
- ・お酒などのアルコール飲料
- ・薬・医薬品・処方箋が必要なもの



※物品の提供は賞味期限等の条件があります。詳細はホームページなどをご覧ください。